平成２３年（フ）第１３０４号
大阪市西成区梅南３丁目３番39号、事業所所在地大阪市西成区中開３－５－21
破産者　シェラ・ヴェールこと呉家久雄こと呉　久雄
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１４号
大阪府岸和田市春木本町４番22号
破産者　西村　正文
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１５２号
広島市西区古江東町２番４号
破産者　西崎　富雄
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８０号
香川県観音寺市豊浜町和田浜1383番地
破産者　合田　照義
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２２年（フ）第９３１号
奈良県磯城郡三宅町大字石見122番地の10
破産者　奥村　修三
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１５２号
函館市海岸町14番７号
破産者　松本　陸雄
1　決定年月日　平成23年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１３０号
北海道北見市若葉４丁目３番８号
破産者　横地　佳一
1　決定年月日　平成23年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第４７６号
神奈川県座間市新田宿128番地の６
破産者　岩下　　浩
1　決定年月日　平成23年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第７３８号
相模原市中央区清新５丁目25番12号
破産者　古谷真由美
1　決定年月日　平成23年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２０年（フ）第６５６号
静岡県沼津市大岡3911番地の８、前住所静岡県駿東郡長泉町下土狩961番地の18
破産者　小林　七郎
1　決定年月日　平成23年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１４３号
奈良県大和郡山市小林町414番地72
破産者　木治　眞澄
1　決定年月日　平成23年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６５３号
長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷859番地39―Ｃ棟102号、旧住所長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷1221番地12
破産者　廣田裕美子
1　決定年月日　平成23年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４８号
熊本県葦北郡芦北町大字大岩2390番地
破産者　上村　敏継
1　決定年月日　平成23年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第１７号
熊本県八代市塩屋町９番36号　104
破産者　船本　一郎
1　決定年月日　平成23年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第１８号
熊本県宇城市小川町江頭464番地９
破産者　船本　芳子
1　決定年月日　平成23年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第３７３号
大分市大字上詰745番地の２
破産者　佐藤　一徳
1　決定年月日　平成23年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

免責許可決定

平成２２年（フ）第９５８号
栃木県宇都宮市中戸祭町3021番地２　レジデンス下田Ｃ―201、前住所栃木県宇都宮市上戸祭町2982番地41
破産者　出口　由加
1　決定年月日　平成23年７月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２２１号
栃木県宇都宮市山本１丁目１番23号
破産者　吉田　純子
1　決定年月日　平成23年７月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２６２号
栃木県日光市山口918番地28
破産者　吉崎富弥彦
1　決定年月日　平成23年７月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係